

マイナンバーカード交付時の本人確認書類一覧

※氏名及び出生の年月日又は住所が記載された書類に限る

A：1点の提示で交付ができるもの	B：2点の提示で交付ができるもの ※2 ※3
住民基本台帳カード	海技免状
個人番号カード	電気工事士免状
運転免許証	無線従事者免許証
運転経歴証明書 ※1	動力車操縦者運転免許証
旅券（パスポート）	運航管理者技能検定合格証明書
身体障害者手帳	猟銃・空気銃所持許可証
精神障害者保健福祉手帳	特種電気工事資格者認定証
療育手帳	認定電気工事従事者認定証
在留カード	耐空検査員の証
特別永住者証明書	航空従事者技能証明書
一時庇護許可書又は仮滞在許可書	宅地建物取引士証
<p>※1 交付年月日が平成24年4月1日以降のもの。</p> <p>※2 併せて交付通知書（ハガキ）又はマイナンバー通知カードの提出が必要です。</p> <p>※3 Bの書類が2点提示できないときはBの書類1点と併せて裏面Cの書類1点が必要です。</p>	船員手帳
	戦傷病者手帳
	教習資格認定証
	検定合格証
	官公署がその職員に対して発行した身分証明書
	Aの書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類
	地方公共団体が交付する敬老手帳
	生活保護受給者証
	健康保険証
	介護保険証
	医療受給者証
	各種年金証書
	児童扶養手当証書
	特別児童扶養手当証書
	母子健康手帳
	子ども医療費受給者証
	本人名義の預金通帳
民間企業の社員証	
学生証	
学校名が記載された各種書類	

マイナンバーカード交付時の本人確認書類一覧

※交付申請者又は交付申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載されている氏名及び住所の記載並びに領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が本人確認の措置をとる日前3月以内であるものに限る。

C : Bの書類1点と併せて2点以上で交付ができるもの ※2

(A) 国税又は地方税の領収証書又は納税証明書

(B) 次に掲げるいずれかの社会保険料の領収証書

a 健康保険の保険料

b 国民健康保険の保険料又は国民健康保険税

c 後期高齢者医療制度による保険料

d 介護保険の保険料

e 労働保険料

f 国民年金の保険料

g 農業者年金の保険料

h 厚生年金保険の保険料

i 船員保険の保険料

j 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）の規定による掛金

k 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による掛金

l 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定により加入者として負担する掛金

m 恩給法（大正12年法律第48号）第59条（恩給納金）（他の法律において準用する場合を含む。）の規定による納金

(C) 公共料金（日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これらに準ずるものに係る料金をいう。）の領収証書、検針票

これらに準ずるものとしては、電話、日本放送協会に対し支払う受信料等。